

○収入認定

生活保護制度は、受給世帯に収入があれば、その分の生活保護費を減額されます。高校生の奨学金やアルバイト代も、用途によっては、収入認定されます。

収入認定

市町村に申告が義務付けられる生活保護受給世帯の全収入の中から、世帯の「収入」として判断されること。
判断されれば、その金額は発生時にさかのぼって生活保護費から差し引かれます。

ただし、「県奨学金」、「支援金」、「給付金」は収入認定から除外されます。

<生活保護世帯の高校生の「アルバイト収入」の貯金について>

厚生労働省は、2014年3月29日、生活保護世帯の高校生の自立と「貧困の連鎖」を断ち切るためとして、高校生の「アルバイト収入」について、それまでの生活保護費からの減額を止め、就職で必要となる運転免許の取得費用や大学の入学金、簿記検定やパソコン技能検定に加え、引っ越し費用や敷金・礼金、新居での生活用品、国や自治体からの奨学金の返済のために、貯金することを積極的に認める事務次官通知を出しています。



ただし、進路や学習状況を含め、市町村の担当職員と相談し、必ず事前承認を得る必要があります。なお、貯金額の上限は定められていません。

<生活保護世帯の児童生徒の学習塾費は、生活保護費から減額されなくなりました>

生活保護世帯の子どもの高校進学率は、89.4%（全体98.2%）、高校生の大学進学率は、19.2%（全体53.2%）と大きな開きがあります。（厚生労働省、文部科学省調査 2013年）

厚生労働省は、2015年10月より、生活保護世帯の子どもの学習塾費等について、次の旨の運用ルールの見直しを行います。

<高校生>

- ・高校生等のアルバイト代や奨学金の収入について、学習塾費等（授業料や模試代、入会金、教材費、塾に通う交通費）に充てる場合は、収入と見なさず、生活保護費から減額をしないこととなりました。
- ・貸付金（教育ローン等）や恵与金（親戚等からの入学祝いや卒業祝い金等）のうち、学習塾費等に充てられるものについては、「就学のために必要な費用とし」、収入とは扱わないこととなりました。

<小中学校の児童生徒>

- ・貸付金や恵与金のうち、学習塾費等に充てられるものについては、「就学のために必要な費用とし」、収入とは扱わないこととなりました。

（参照：厚生労働省 2015年8月6日発「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正）

<厳しい家庭にこそ情報が届いていない>

これまでの就学支援の課題から明らかになったように、上記のような情報は、必ずしも遺漏なく生活保護家庭に届けられているわけではありません。小・中・高・地域連携の中、生活保護家庭の把握とともに、情報の周知や相談への対応が求められています。

また、市町村の担当者に、これらの情報が十分に伝わっていないことも考えられます、その際は、県保護・援護課（092-643-3296）に連絡、対応を依頼してください。